

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第 6 回 農業委員会総会議事録

令和 2 年 12 月 24 日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	10	和泉茂樹	委員
	12	青野英一郎	委員

## 第 6 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 令和 2 年 12 月 24 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 10 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会次長 高橋 美幸

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	和泉 茂樹
3	山口 浩之	11	
4	田中 裕二	12	青野 英一郎
5	山前 満	13	田村 通啓
6	中谷 由広	14	
7	川村 良則	15	堀北 勝美
8	今部 好幸	16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
11	平川 智司		

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて

議 案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積  
計画の決定について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	只今から、6回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、15名中14名で、総会は成立しております。
議 長	議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、10番 和泉委員さん、12番 青野委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規程による届出があったので受理し、受理 通知書を交付したので報告します。 番号1 土地の所在が富武士154番1外18筆、現況地目畑が142,060.18㎡、採草放牧地が8,398 ㎡、合計面積150,458.18㎡、届出者 富武士 ●●●さん、旧所有者が●●●●さん さん、権利取得日が令和2年10月18日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あ っせん希望は無で現在農地法第3条による使用賃貸借契約を予定しております。 番号2 土地の所在が大成389番1外1筆、現況地目が畑で合計面積3,049㎡、届出者 札幌 市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成29年11月11日 で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。 番号3 土地の所在が大成387番外11筆、現況地目畑が125,412㎡、採草放牧地が24,045㎡、 合計面積149,457㎡、届出者 北見市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権 利取得日が令和2年11月11日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん 希望は無ですが現在、賃貸借契約している賃借人●●●●さんより見直して欲しいと の依頼があり、解約再斡旋する予定です。以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし———
各 委 員 議 長	報告事項第1号は原案どおり承認いたします。 報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。 番号1 土地の所在が浜佐呂間500番3外4筆、現況地目が畑で合計面積98,960㎡、契約期 間は平成10年2月26日から平成20年11月30日まで、合意解約の成立の日・引渡 しの日が令和2年9月3日、通知者が、賃借人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さ ん、解約後は賃貸借です。 番号2 土地の所在が知来721番7外11筆、現況地目畑が33,449㎡、採草放牧地が19,924 ㎡、合計面積53,373㎡、契約期間は平成20年4月25日から平成30年4月24日 まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令和2年10月14日、通知者が、賃借人 ● ●●●さん、承継人 ●●●●●さん、賃借人 ●●●●さん、解約後は賃貸借です。 以上です。

議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
各 議	委員 長	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 報告事項第2号は原案どおり承認いたします。 次に、議案の審議に入ります。 案議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務 局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取り消しについて 令和2年10月27日開催の農業委員会総会の許可申請がありました下記の許可の取り消しにつき、審議願います。 番号1 土地の所在が若里479番1、現況地目が畑で合計面積22,467㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●●●●●●●、農業従事構成員が3名中3名、経営状況として大型農機具等は所有していません。経営面積は、田が7,401㎡、畑が14,543㎡、合計面積21,944㎡で大阪府堺市と福岡県糸島市から賃貸借している農地です。価格は1,123,350円の売買でしたが、479番1は7丁程の土地で分筆が必要だったのですが、未だ測量が終わっておらず地番と面積に訂正が生じることから、一度取り消しをして再度申請していただくこととしました。以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
各 議	委員 長	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし——— 議案第1号は原案どおり決定いたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。
事	務 局	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、これが可否につき審議願います。 番号1 土地の所在が仁倉221番1外2筆、現況地目が畑で合計面積43,775㎡、貸主が●●●●●●●●●●さん、借主が●●●●●●●●●●さん、 農業従事者が4名中4名、経営状況はトラクター8台、トラック3台、経営面積は、畑が451,495㎡で内訳は所有地が350,536㎡、借入地が100,959㎡で経営移譲されています。●●●●●●●●●●さんと●●●●●●●●●●さんは親子関係で使用貸借20年の契約です。 また、この契約は土地改良を目的としたものです。 この案件につきましては、12月9日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1ページ)です。 申請地につきましては、仁倉北10線の●●●●●●●●●●さんの住宅周辺の土地となります。 以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
各 議	委員	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。 ———異議なし———

議 長	<p>議案第 2 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。</p> <p>番号 1.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、北見市の●●●●●●、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●●さん。土地の所在が中園 264 番外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 38,340 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。</p> <p>設定期間は令和 2 年 12 月 25 日から 5 年間、賃貸料は年額 185,000 円、10 ㍻当たり 4,800 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 11 月 10 日から 1 回実施しています。図面で説明いたしますと（2 ページ）です。</p> <p>申請地は、国道 333 号線と共立中園間道路付近の●●●●●さんの住宅周辺の土地となります。</p> <p>番号 2.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●●さん、利用権の設定等をする者が、浜佐呂間 ●●●●●さん。</p> <p>土地の所在が浜佐呂間 500 番 3 外 4 筆、地目は現況畑で合計面積 98,960 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 2 年 12 月 25 日から 10 年間、賃貸料は年額 295,000 円、10 ㍻当たり 3,000 円です。前回も 3,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 11 月 17 日から 1 回実施しています。図面で説明いたしますと（3、4、5 ページ）です。</p> <p>3 ページは道道留辺薬浜佐呂間線沿いの浜佐呂間 3 号付近で 4 ページが道道留辺薬浜佐呂間線から南東へ 200m 程の浜佐呂間 4 号付近、5 ページが仁倉浜佐呂間 8 線沿いの浜佐呂間 4 号付近の土地となります。</p> <p>番号 3.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、東の●●●●●さん、利用権の設定等をする者が、知来の●●●●●さん。土地の所在が知来 721 番 7 外 7 筆、現況地目畑が 32,403 m<sup>2</sup>採草放牧地 18,606 円、合計面積 51,009 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 2 年 12 月 25 日から 10 年間、賃貸料は年額 156,000 円、10 ㍻当たり 3,100 円で前は 2,900 円です。</p> <p>あっせん会につきましては、令和 2 年 11 月 7 日から 1 回実施しています。図面で説明いたしますと（6 ページ）です。</p> <p>申請地は、道道知来東線沿いの仁倉 8 号付近の土地となります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>なければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各 委 員 長	<p>———異議なし———</p> <p>議案第 3 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>その他</p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>———ありません———</p> <p>なければ第 6 回農業委員会総会を終ります。</p>